

東北町公共施設等総合管理計画 [概要版]

1 公共施設等総合管理計画について

背景と目的

公共施設等の老朽化、人口減少・少子高齢化、厳しい財政事情を見据え、中長期的な視点で、将来に向けた公共施設等のあり方に関する基本方針を定めるものです。

計画期間

H29年度（2017年）からH48年度（2036年）までの20年間です。総合振興計画の改訂に合わせ、おおむね10年ごとに見直しを行います。

対象施設

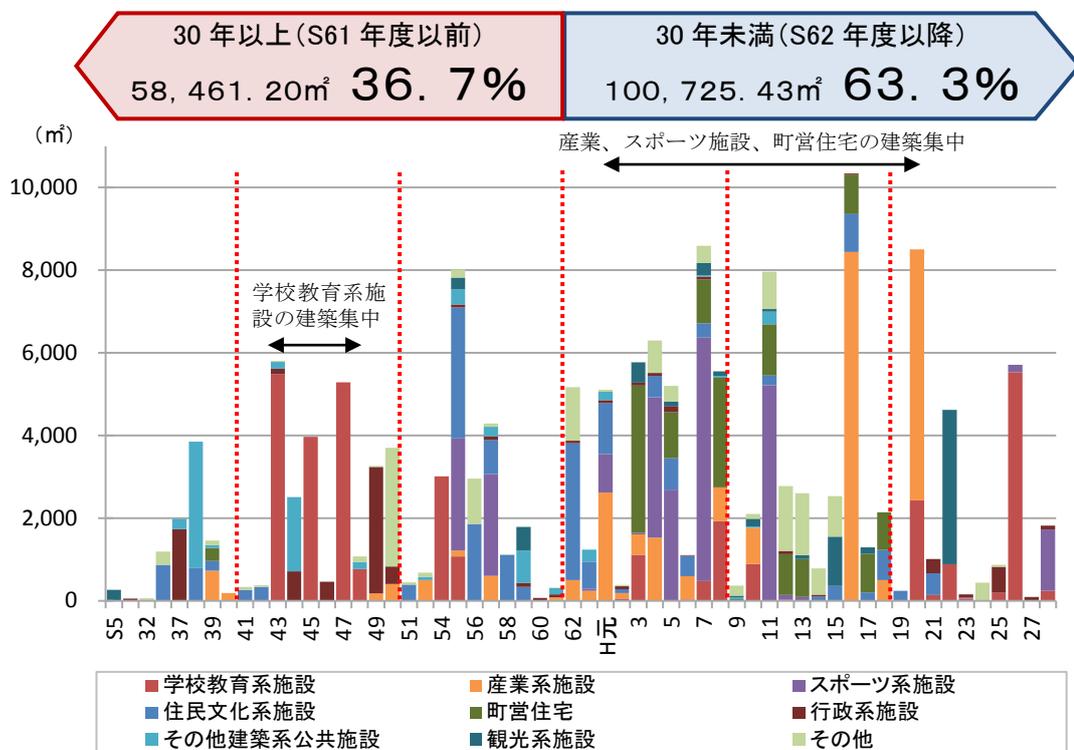
原則として全ての町有の公共施設等を対象とします。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等の老朽化

① **建築系公共施設** 185施設 総延床面積 159,186.63㎡



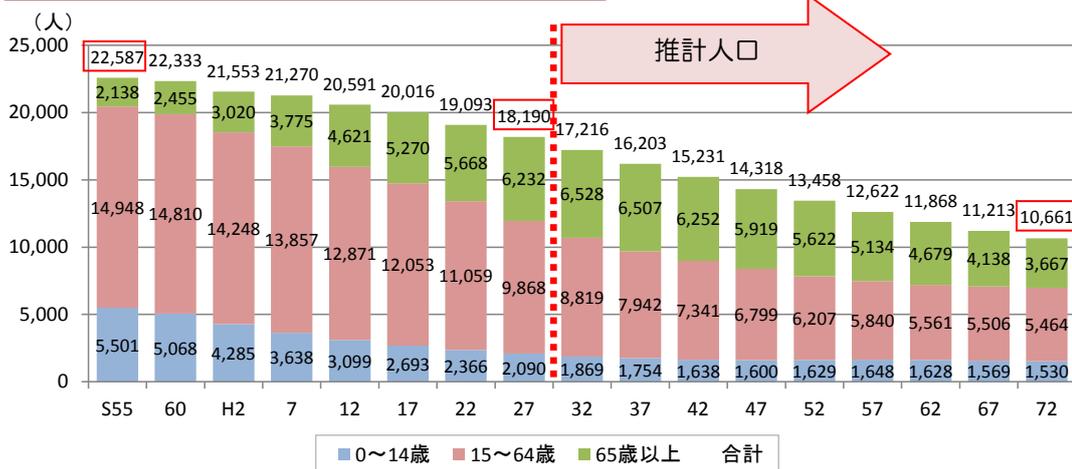
年代別の延床面積の総量について平成28年度を起算時点として見ると、築30年未満の建物は100,725.43㎡で全体の63.3%を占めています。一方で築30年以上を経過し、今後10年から20年程度の内に建替えや大規模修繕等の更新を控えた建物は58,461.20㎡で全体の36.7%を占めています。

図1 建築年度別・用途分類別延床面積

② 土木系公共施設 ③ 土地

道路	町道：実延長 約595km 農道：総延長 約349km 林道：総延長 約8,949m
橋梁	89橋（長寿命化によりコスト縮減が図れる43橋は、長寿命化修繕計画を策定）
上水道	給水人口：18,245人
下水道	公共下水道 整備人口：上北処理区3,444人（67.5%） 東北処理区3,558人（96.2%）
	農業集落排水 管路延長：12.8km 戸数：456戸（1,860人）
公園	条例に定める公園：9箇所（この他小川原湖公園、わかさぎ公園、南・北総合運動公園など）
その他	防災行政無線、防犯灯、標識・案内板、ため池等
土地	約9,513千㎡（公共用に供する行政財産：8,481千㎡、その他の普通財産：1,032千㎡）

人口減少・少子高齢化

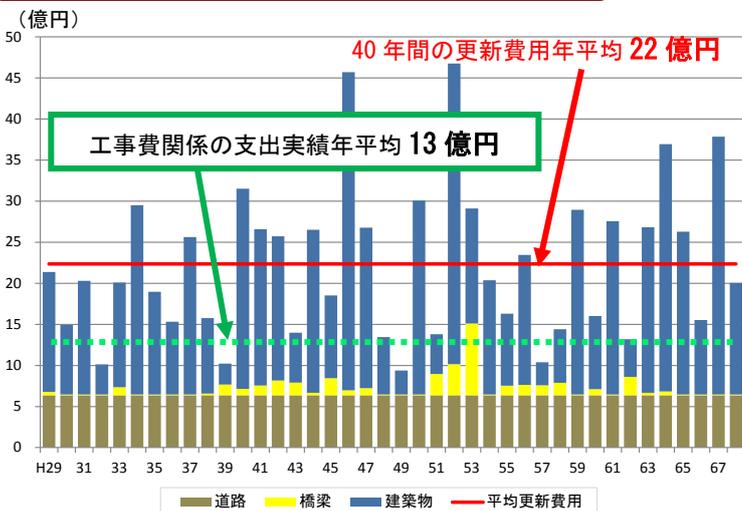


●全体
S55：22,587人
H27：18,190人
H72：10,661人
(見込み)

●老年人口
(65歳以上)
S55：10人に1人
H27：3人に1人
H72年(2060年)まで、老年人口の構成比は3人に1人で高止まりの見込み。

図2 年齢別人口の推移と将来推計

更新費用不足の見込み



40年間の更新費用総額
893億円(年平均22億円)
【建築系公共施設+道路+橋梁】

【40年間の更新費用推計額と
充当可能な財源見込額との差異】

- 年額では9億円の不足
(財源見込年額13億円-更新費用推計年額22億円=約▲9億円)
- 約1.7倍の財源が必要
(22億円÷13億円=約1.7倍)

図3 公共施設等の更新費用推計(建築系公共施設及び上下水道を除く土木系公共施設)

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

現状や課題に関する基本認識

分析結果をもとに、本町の現状や課題について次の観点から整理を行いました。

① 充当可能な財源の見込み等を踏まえた、公共施設等の維持管理・更新等が可能な程度

『将来にわたり、既存の公共施設等を維持し続けることができるか?』

建築系公共施設及び土木系公共施設(水道・下水道を除く)の将来更新費用の推計(40年間推計)によると、「財源の不足額は年額約9億円」であることから、現在保有している全ての公共施設等を維持し続けることは困難な見込みです。

② 総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合に、公共施設等の総量等が適正規模にあるかどうか

『公共施設等の総量・行政サービス水準の適正化が図られているか?』

総人口は、20年後には約20%の減少、さらに40年後には約40%の減少見込みであり、「施設全体に対する利用需要は中長期的に低下する見込み」です。学校教育系施設は従来から統廃合等を実施。今後は他の公共施設等も適正化の推進が望ましい。

③ 上記①②以外の公共施設等の維持管理に内在している課題

建築系公共施設は、庁舎や大規模なスポーツ施設等を中心に、老朽化した施設が存在し、さらに今後も老朽化施設は増加する見込みであるものの、改修方針等が未確定な施設があります。土木系公共施設は、今後、固定資産台帳を活用し、既存台帳が未整備の資産についても、庁内で一元的な管理(老朽化度合いの把握など)を行い、維持管理の適正化を推進する必要があります。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、保有可能な適正総量を目指した総量縮減に係る数値目標を設定します。

数値目標

計画期間内に、更新費用を180億円削減します。

基本指針その1

施設の総量及び行政サービス水準の適正化

基本指針その2

老朽化対策の計画的な推進

基本指針その3

既存施設の有効活用と維持管理の適正化

3つの基本指針に基づいて、公共施設等の適正な管理を推進するために、次の8つの実施方針を定めました。

(1)点検・診断等の実施方針

更新計画・安全確保・サービス改善に活用可能な公共施設等の実態把握に努めます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針

中長期的な観点から財政負担の軽減に主眼を置いた維持管理・更新を推進します。

(3)安全確保の実施方針

国等の指針を遵守し、点検診断結果を庁内横断的に活用して安全確保を徹底します。

(4)耐震化の実施方針

最新の耐震基準に的確に対応し、数値目標に基づいて計画的に耐震化を実施します。

(5)長寿命化の実施方針

中長期的な存続を図る施設については原則として長寿命化対策を実施します。

(6)統合や廃止等の推進方針

用途転用や複合化による利活用も視野に入れて統合や廃止等を検討します。

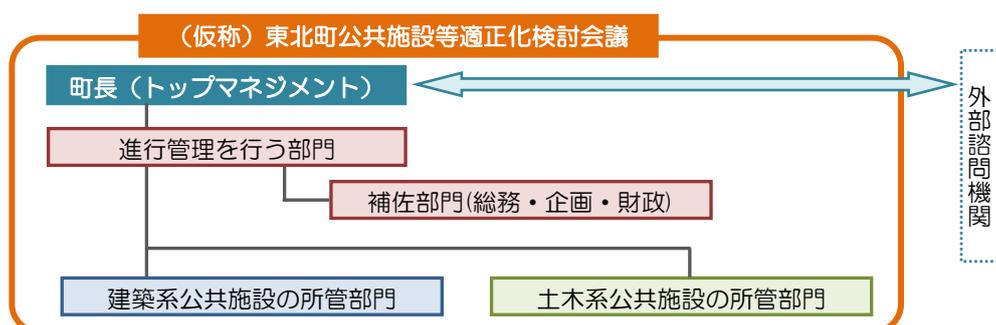
(7)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内の一元的かつ横断的な体制を構築し、維持管理等に必要な体制の強化を図ります。

(8)官民連携及び広域連携の推進方針

歳入確保策の導入、官民連携及び広域連携を積極的に推進します。

全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策



トップマネジメント(町長)・統轄部門・推進部門の三つの部門に役割と権限を階層化した取組体制を構築します。併せてこの三つの部門による情報共有と意思決定を適切に行なうために「(仮称)東北町公共施設等適正化検討会議」を設置し、さらに外部機関等の活用を検討します。

4

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

① 建築系公共施設

<p>【学校教育系施設】 小学校、中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化による再整備など、将来のあり方について検討する必要があります。 ● 文部科学省から要請されている学校施設の長寿命化計画との整合性にも留意する必要があります。 	<p>【住民文化系施設】 集会施設、コミュニティ文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて施設の集約化や複合化を図りながら、適切な維持管理と計画的な改修に努めます。 ● 施設の特性に応じて指定管理者制度を活用し、サービスの向上と維持管理費の低減に努めます。
<p>【社会教育系施設】 公民館、図書館、資料館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館は、今後の大規模修繕及び建替えに関する検討を行うほか、サービスの充実も図ります。 ● 資料館等は、適切な維持管理と改修の実施に努め、用途廃止した他の施設の活用も積極的に検討します。 	<p>【スポーツ系施設】 スポーツ系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ施設の位置付けとサービス水準を検証し、将来の在り方を検討します。 ● 設備類の点検診断と改修を適切に実施し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
<p>【観光系施設】 観光系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存設備の点検や改修を適切に実施して、維持管理費の低減とサービスの維持向上を図ります。 ● 既存施設の有効活用を図る観点から、広域連携や官民連携の手法も活用しながら、効果的なサービスの提供に努めます。 	<p>【産業系施設】 農業関連施設、水産関連施設、商工関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興施策の動向等を踏まえ、各施設の中長期的な活用の在り方や集約化の可能性等について検討を行います。 ● 大規模施設や高額な設備を備える施設については、環境負荷の低減も踏まえ、ライフサイクルコストの低減を図ります。
<p>【保健・福祉施設】 保健・福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的な老年人口の動向や利用ニーズを踏まえ、施設の在り方を検討し、適切な改修と更新を図るように努めます。 ● 他の公共施設との連携や共同利用も促進し、既存施設の有効活用を図って、サービスの維持向上を図ります。 	<p>【行政系施設】 庁舎、消防施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎設備は、老朽化対策の緊急度や効率的な配置に係る方針を含め、将来の在り方を検討します。 ● 消防施設は、各公共施設との連携を図り、総合的な防災体制の確立に努めます。
<p>【町営住宅】 町営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長寿命化に主眼を置いて、ライフサイクルコストの低減に努めつつ、施設の中長期的な活用を図ります。 ● 入居条件等について柔軟かつ多角的な観点から検討を行い、施設の有効活用と住宅需要への適切な対応を図ります。 	<p>【その他建築系公共施設】 公衆トイレ、バス待合所、その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公衆トイレは、委託業務の適切な実施を推進するとともに、適切な維持管理の実施に努めます。 ● バス待合所は、不具合箇所の早期発見による適切な維持管理に努めます。

② 土木系公共施設 ③ 土地

<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人と環境にやさしい道づくりを推進します。 ● 国等のマニュアルや基準に基づいて、点検診断や維持補修等を適切に実施します。 	<p>【上水道】 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全で安心な水道水の安定供給に努めます。 ● 改修計画・更新計画の策定と見直しを適切に行い、各計画に基づく施設整備を推進します。
<p>【下水道】 下水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心な生活環境の維持向上を図ります。 ● 公共下水道は、施設の適正管理と長寿命化を推進します。 ● 農業集落排水は、既存施設の機能維持と強化を推進します。 	<p>【公園】 公園内建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化施設又は損傷した施設の撤去や更新を推進し、快適でうおいのある環境の整備に努めます。 ● 町民との協働による緑化を引き続き推進します。
<p>【その他土木系公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設に関連する計画に基づいて、施設所管課における計画的な資産管理を推進します。 ● 庁内一元的な情報共有を推進し、資産の有効活用と老朽化対策の計画的な実施を図ります。 	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用地の安全管理等を適切に実施します。 ● 官民連携手法の活用による有効活用や、交換契約等による真に必要な用地の確保、売却による売却収入の財源への充当等を検討します。

5

フォローアップの実施方針

